

那賀川流域林業活性化に向けて

流域管理システムを考える

—林政平成維新Ⅱ激動の藩政期から昭和40年代前半まで—

平成8年10月

那賀海部川（那賀）流域林業活性化センター
徳島県阿南農林事務所

目 次

はじめに	1
藩政期	2
林野制度の成立について	2
住民の生活について	2
藩政改革と林野政策の改変について	3
木頭材の流通過程について	3
売人株、挽座株の山元商人への移行について	4
挽座株の下流商人への再移行について	4
ま と め	4
明治前期	5
林野所有の変遷について	5
採取林業の進展と下流業者の木頭進出について	6
ま と め	6
明治中期以降	7
下流業者の進出について	7
中島木材市場と建具業について	7
ま と め	8
昭和戦前期	9
育成林業の展開について	9
スギ人工林の成立と拡大について	9
木頭三種森林組合の設立とその効用について	10
下流製材業の再編について	10
戦 後	13
下流業者による山元支配の崩壊について	13
山元山林所有者による森林組合の新設について	13
山元森林所有者の流通過程への進出	14
原木市場買方組合の成立について	14
中小製材工場の誕生について	14
建具工場について	15
林道の開設について	16
大手製材業者と製品の販路について	16
外材導入と育林の停滞	17
林業労働力について	18
林業関係者の動きについて	18

那賀川流域林業活性化に向けて

流域管理システムを考える 激動の昭和 40 年代前半まで

—林政平成維新 II—

はじめに

流域管理システムについて一林政平成維新一を書き、数ヶ月が過ぎた。その後、各種会合や打合せの中で、ご意見をいただいたり、アンケートに答えて戴いた。

しかし、まだこの流域管理システムはよくわからないとの声も多くの方から聞いた。

ここでは上流域の木頭林業や下流域の製材工場までを含めた広い範囲の木頭林業地のダイナミックに動いてきた歴史を藩政期、明治前期、中期以降、昭和戦前期、戦後、昭和 40 年代前半までの林野制度、所有構造、製材業、建具工場、流通関係等の動きについて振り返ってみたい。

ここでは「徳島の研究 5」での阿波林業地帯の展開と構造を基軸とし、関係文献を引用参照しながら探っていきたい。

自然的条件として阿波の山地は、その多くが古生代・中生代の地質で土壌は深く肥沃であり、気候は高温多雨で、樹木の生育には好適であった。また、地形が比較的急峻であったことと、流送路としての河川が多く存在していたことは木材の搬出・運送、従って木材の商品化に好条件となった。土佐材が吉野川を流送され、河口の撫養経由で大阪へ運送されたことは、徳島を中心とする木材市場の発展を促進した。このように、各流域の河口に木材業者が集まり河口は木材市場として発達していった。

近世阿波国の林業・木材市場の展開の中で、最大の森林宝庫であった那賀川上流域の木頭地方の林業と、木頭材の伐出・流送・加工・販売過程を担当した木材業者の住む那賀川河口（港町の中島が中心）の木材市場は、全国有数の林業地帯・木材市場に発展し、その生産活動は一際活発でその木材市場は殷賑を極めた。その名を全国に馳せた阿波材とは、実は木頭材の別名であった。これほどに近世阿波国における木頭材の地位は抜きん出ており、木頭林業・中島木材市場は阿波の林業・木材市場を代表するにふさわしいものであった。このことは、近代に入っても同様であった。

このことについてみる。また、これらは誰の手によって、どのように展開したか藩政期の林業の流れについて概観することとする。

藩政期

—林野制度の成立について—

徳島藩は林野を極めて重視して厳格な林野管理体制を確立した。それは、藩政初期には軍船用材の確保のためであり、藩政中期以降は悪化していく藩財政を建て直すために商品化の進行していた木材を確保する必要があった。

元和期の23条の御国法の中の第6条をみると、1618年（元和4）以降は領内の山林はすべて藩の管轄下に置くとした。

しかし、領内の山地土豪層の反抗のため林野も藩政初頭に一挙に掌握できなかった。その掌握は延宝期に至って完成し、林野制度は元禄期までによく形成された。

このような藩内の林野は、官林と民間利用林の二系列に分けられた上で厳重な管理体制がしかれた。その制度は次のようなものであった。

（1）原則として管理収益の主体が藩にあったもの

（イ）官営林・・・領主が直接使用収益したもの

〔御林〕・・・手林とも呼ばれ藩で管理していた山林

（ロ）承役官林・・・領主が所有権を有するが、その使用収益を領内住民に任せたもの

〔定請山〕・・・御林のうち年々定請銀を徴収するかまたは一時に相当の料金を納めさせ、年季を限って樹木・秣草などの自由採取を許したもの

〔取山〕・・・御林のうち「木材売人」に永代請所として貸下げられた山林

〔伐畑御林〕・・・村が運上銀を支払って御林を一定期間焼畑山として使用したもの

〔野山御林〕・・・村が運上銀を納めて御林の中に野山を設定し秣・肥草・雑木を採取したものの

（2）管理収益の主体が村にあったもの（入会山）

〔野山〕・・・村民が秣・肥草などを採取した林野

〔稼山〕・・・百姓が稼業のために用材あるいは薪炭材を採取した山林

（3）管理収益の主体が個人にあったもの

〔検地名負山（林）〕・・・個人や村が用材や薪炭材を採取した山林

〔検地名負伐畑（山）〕・・・個人や村が焼畑として利用した山林

—住民の生活について—

木頭地方は山間地帯で田畑が少ない。その少ない田畑は殆ど本百姓・惣家層が所持していたので、多数を占める従属者層は山地利用の焼畑（伐畑・切畠）農業で食糧を確保してきた。彼らは焼畑で食糧としてのヒエ・アワなどの雑穀を生産し、それを常食とした。

惣家所持の山地を株内の者が共同で焼畑として利用したが、その山地が不足の時は御林を請作（伐畑御林）して補食した。焼畑農業は生産力が低いので、不足する食糧のため住民はしばしば搬入される高価な御蔵米を購入した。味噌・醤油・酒・酢などは、塩を購入する外は殆ど自給であった。魚は夏季に

は那賀川でアユ・アマゴ・イダ・ウナギなどが採れたが、冬季はそれらを入手できないので海部郡海岸部の鞆ノ浦・奥ノ浦・牟岐浦などの商人が塩と一緒に海の魚貝を馬に積んで山越えしてきたものを購入した。また、油類や針・鍋・釜・農具などの金属製品なども、主として海部郡の海岸部の商人から購入した。なお、衣類と住居は殆ど自給した。住民の支出としては、外に重い年貢と夫役銀があった。

このように木頭ではどうしても不足する必需品があり、その購入資金と貢納銀が必要であった。その資金は山林労働や木材販売で入手し、茶、楮など数少ない商品作物の生産販売で補った。ただ、木材販売を行い得たのは藩権力の認可した 25 人の木材商人のみであり、木頭の一般住民は山林労働の賃金が収入源のほとんどを占めた。

—藩政改革と林野政策の改変について—

徳島藩では、林野制度は元禄期頃までにその骨格が形成され、林野管理体制も藩政初期の終り頃には確立した。

徳島藩でも、過重な軍役の負担のため藩財政の悪化は藩政初期から現れていた。だが享保期に入ると財政窮乏は著しく、享保、明和および寛政の各期に藩政改革が実施された。とくに明和期の改革が林野政策に改変をもたらした。軍役の消滅で御林の民間利用を認可する方向にあった藩は、1767 年（明和 4）に民間林野の御林への新たな囲い込みと、民間利用の旧御林を再び御林へ引き戻すことを策して、領内林野の総検地を実施し、村民が自由に利用していた多くの林野がその利用を禁止された。この新しい囲い込みで御林となった木頭の林野は、木材売人または木頭売人と呼ばれる藩権力に認可された 25 人の木材商人へ「取山」として渡されたり、或いは「定請山」として、売人や村などに手渡された。そして、そこからの伐出材は、木頭材の販売権を握っている木材売人の手で販売された。藩はこれら木材売人の伐出・販売活動に依存して運上銀・分一銀などの増収を図り、藩財政を立て直そうとした。

このように、藩の林野囲い込み政策で、木頭の一般住民は利用林野を狭められ、従って林業雇用労働に従事せざるをえなかった。その反面、木材商人の活躍の場が拡大され、彼等は木頭住民とくに従属者層を林業労働者として雇用し、伐出販売面で励み富を蓄積していった。

—木頭材の流通過程について—

高知藩では藩財政を維持するため天和期以降、領内の白髪山の天然檜を中心に伐採して吉野川を流し、河口である阿波国の撫養から大阪へ船で積出し、大阪商人と結託して大阪に木材市場を開設し販売した。阿波国では土佐材の流下・積出しに刺激され、これを契機に木頭材（＝阿波材）が大阪市場へ進出した。大阪の木材問屋は産地での木材伐出経営は抑制されていたので、木頭と大阪問屋の間に媒介する商人が必要であった。それが木材商人と呼ばれた先述の木材商人であった。

木頭材の収斂地であった大阪では、正徳期に 6 軒の阿波材問屋がみられ、土佐材問屋や日向材問屋よりも数が多かった。藩政中期の大阪市場での木材の比重は高かったため、大阪市場での木頭材の地位は高かった。このことは、木頭における木材売人の旺盛な活動力と、木材生産・販売過程での利潤の大きさを物語っている。このような事情の中で、木頭材の販売権を内容とする木材売人株の取得をめぐる、木頭住民である山元の木材商人と那賀川河口周辺の木材商人との抗争が展開されるのである。

—売人株・挽座株の山元商人への移行について—

木頭の御林の中に取山を所得し、材木商売をする者を売人と呼び、25人が売人株仲間として藩から認可されている。この売人たちは、那賀川河口周辺の中島・富岡・岩脇などの住民であった。そして、この売人株は明和期頃に木頭の百姓の手に移った。それ以降下流の旧売人達は河口で下請売買をしていた。また、売人は藩の年貢の取立てや急用時の通行権など多くの特権を藩から受けていて山元経済、とくに流通過程を掌握する有力な商人であった。なお、売人の外に取山を所持せず小規模の伐出をしていた「仕出人」がいた。

また、元禄期に挽座株が存在した。挽座とは材木の挽売場所のことであり、挽座株とはこの挽座の権利を内容とする株である。挽座株仲間は材木を挽き売りする権利を有する者である。また、挽座は、1690年（元禄3）に那賀川河口の富岡・中島に認可設置され、挽座株は下流商人に渡されたが、76年目の1764年（明和元）に木頭の山元の請所となり、38年後に再び下流商人の手へ移った。1764年（明和元）という時期からみて、明和の藩政改革と関連して先の売人株とともに藩当局は挽座株も下流商人から奪って山元商人へ移した。

—挽座株の下流商人への再移行について—

売人株・挽座株を取得した山元商人は藩権力を背景に、下流商人に対して優位であった。山元売人は挽座場所の河口には常駐せず、河口周辺に住む下流商人に河口での船積み・販売を下請けさせた。

しかし、山元商人の木材販売は藩収入に寄与しなかったため、木材販売を以前のとおり下流商人へ挽座奪回を黙認した。

幕末まで挽座株を手中にした下流商人達は、杉・檜・モミ・栂などの天然材を管流し後に筏流し、さらに加工し、仕切金を受取る委託問屋・高利貸として大阪との遠隔地交易を行い富を蓄積していった。一方、挽座株を失った山元商人は下流商人の山元での下請業者となるが、資本の蓄積は難しく、次第に貧困化していった。

—まとめ—

木頭での有力な産業であった林業は、中・下層民にとっては労賃獲得の場としてあった。その林業も藩権力と結託した下流商人に掌握され、さらに重株に押さえられて、中・下層民の社会経済的上昇の足場とはなりえなかった。また、彼等の生活基盤としてあった焼畑農業は狭少で、その上に生産力も低かった。そのような彼等は誰かに従属して生きていく外はない。彼等は株という共同体に包摂され、そこでの統轄者である重株に従属して生活を維持していった。そこに、木頭地方に近世的関係の未成熟な村落構造が藩政後期まで残り近世入会が成立し難い根拠を見出しうる。

このような従属者の社会経済的上昇力の弱いところでは、上層民は伝統的生活様式の中に安住できるので、上層民の活力は弱く、そこには、富（資本）も蓄積され難い。山元商人の下流商人への対抗力の弱さはそこに原因があった。木頭林業の内発的展開基盤の脆弱性をそこにみることができる。藩政期の木頭林業は、結局、下流商人の主導によって展開されたといえる。

明治前期

検地名負林は、所持者が藩庁に申請し、藩庁では藩政期の検地帳と照合して申請地に対して地券を交付する手順で、個人有林へ移行した。

多くの藩では、版籍奉還に際して藩有林は官林へ編入されていたが、徳島藩の全藩有林（御林）は「廃藩置県に伴う藩有林引渡しに先立ち明治2年家老井上高格が独断により藩有林は払下処分に付し、代価はすべて蜂須賀家の収入にしてしまった」。

払下げ相手は地元農民で、彼等の共有林または個人有林となった。さらに、取山をみると、幕末に取山を所持していた木材売人達の願い出により、彼等の個人有林となった。

—林野所有の変遷について—

那賀川支流の古屋川上流域にある谷山地区の林野所有者の居住地域別林野面積比率をみると、土地台帳作成時の1890年（明治23）には、早くも地区内林野面積の50パーセントが牟岐村を中心とする海部郡の海岸部居住者の所有するところとなっている。1905年（明治38）には、遂に地区内林野の93パーセントを彼等が所有するに至った。

これに対して地区内住民の所有比率は1890年（明治23）の50パーセントから急速に低下していき、1905年（明治38）には6パーセントに下落し、1910年（明治43）以降は、2～3パーセント台に留まっている。明治期は田が少なく反収も低く、米・麦・魚・肉・酒・塩その他の日用品などを牟岐商人が盛んに持ちこんでその抵当として山林を取っていった。とくに一般の農民はみじめで、木材伐出の賃仕事に雇われていった。

一方、那賀川河口周辺の平島村・羽ノ浦村居住の木材業者が、本格的に谷山へ進出してくる。1910年（明治43）になると、93パーセントの林野を所有していた海部郡海岸部の居住者の所有比率は67パーセントに下り、1940年（昭和15）以降になると、30パーセント台に落ちてくる。彼等は殆どが商人・高利貸・網元であった。

1910年（明治43）に谷山地区へ進出してきた下流域の木材業者は、海部郡海岸部居住者の所有山林を取得していき、同年に地区内林野の23パーセントを所有し、1940年（昭和15）には、43パーセントとなり、1955年（昭和30）年になって67パーセントの所有比率に達した。

このような地区外者の林野取得で、谷山住民の所有林野は急減していった。1890年（明治23）年には、地区内の全戸・8戸が個人所有林を所有して60ヘクタール以上の所有者が3戸、10～40ヘクタールの所有者が4戸もみられたが、1910年（明治43）になると、10～20ヘクタールの所有者が1戸、10ヘクタール未満の所有者が3戸みられるに過ぎなくなる。谷山住民は地区外に林野を所有していないので、その凋落ぶりがうかがわれる。

1902年（明治35）の沢谷村では、村内林野の32パーセントを村外者が占めているが、1921年（大正10）年には、それは68パーセントとなり、1935年（昭和10）には83パーセントとなっている。

木頭地方全体については、1934年（昭和9）に外部者の所有面積比率が53パーセント示し、1949年（昭和24）には、それは70パーセントに達している。このように、木頭地方で大々的に林野取得を展

開した外部者は、那賀川下流域の木材業者（素材業・製材業・問屋の兼業者）がそのほとんどであった。Y家、T家、S家、Y家、S家などが中核であった。彼等の所有林野は数百ヘクタールから数千ヘクタールに及ぶ大規模なものであった。

ところで、木頭では近代の初頭に一部の山元住民による林野集中がみられた。この林野集中を行った山元住民は、そのほとんどが藩政期の村や藩の役人、木材売人の系譜をひく山元最上層民であった。O家、W家、S家などがその代表格である。彼等は近世から引き継がれた地位・資産を利用して、下流業者が進出してくる前に林野を集中した。その所有者規模は数百ヘクタールから2千数百ヘクタールまでと大きい。

—採取林業の進展と下流業者の木頭進出について—

大量の木頭材は誰の手によってどのようにして伐出、運送され、また誰の手によって加工され、どこへ販売されていたのであろうか。

明治前期の木頭での立ち木購入・伐出・加工・流送は主として木頭地方の山元素材業者（＝山元山林地主）が担当していた。この山元素材業者は、藩政期の山元の木材売人の系譜をひく村落最上層民がほとんどであった。これらの山元素材業者に依存している山元の中・下層民を柚夫・木挽として雇用し天然林材の伐出・加工を行った。

明治15年頃までは大木は板にひき、小木は小角として出原から筏流しを行っていたが、以降は杉については伐採したものを現地で手挽きにより六分板・四分板などに加工し、また、槻・縦・柁は盤・押角に加工したという。それらの材は、当時筏流しを副業にしていた那賀川上・中流域の農民を雇って那賀川を筏で流送し、下流域の岩脇・古庄ないしは中島・黒津地の木材問屋と取引を行った。

彼等は「海部・那賀木材営業同業人組合」を組織し、この組合によって伐出賃銀・筏運賃の協定、流散木の処理、流送路の改修、下流業者との取引協定などを行った。この時期は、まだ山元業者が那賀川の流送路を支配し、下流業者に対して主導的立場を維持していた。

木頭材は明治期に入っても、下流の木材業者によって阪神方面へ販売されるのが普通であった。その下流業者は、藩政期に山元業者と木頭材の流通支配をめぐる抗争した特権商人（挽座株商人）の系譜をひく業者達ではなかった。近代に入ると、その顔ぶれはほとんど変わり、新しい下流業者が登場したのである。

—まとめ—

明治前期の木頭地方では、藩政期の下流業者が消失したあとを受けて山元素材業者が木頭材の伐出生産過程を掌握し、新しく誕生した下流業者をして流通過程を分担せしめ、木頭林業を山元業者が支配していたのである。その山元業者の代表が先述のO家、W家、S家などであった。

明治中期以降

—下流業者の木頭進出について—

1892年（明治25）に夏に徳島県一帯を襲った暴風雨で下木頭村内にある高磯山が崩壊して那賀川を埋め、筏の運行が不可能になった。ここで山元業者が流送路を復旧改修すれば事態に変化はなかったのだが、彼等にはその財力がなかった。時あたかも材価高騰期であり、それまでこつこつと資本を蓄積してきた中島業者は、水路閉鎖に伴う伐出停滞に直面して一大投機を決意し、流送路を改修復旧させ流送を再開させた。流送権を掌握した中島業者は、自ら木頭で立木を買い付け伐出し、それを増水期を利用して上流から河口まで一貫放流した。最盛期には30軒の業者が木頭に進出して伐出放流したが、結局Y家などの約10軒の大手業者が勝ち残り、木頭の天然林材伐出を全面的に掌握した。そして彼等は、そこで得た利潤を投入して木頭での林野取得を開始し、大面積の林野を所有していった。

中島業者の木頭への進出で、従来の山元素材業者は天然林材の伐出生産から駆逐された。このような山元素材業者の解体は、先にみた「木材営業同業人組合」を変質させ、同組合は中島業者の支配するところとなった。

—中島木材市場と建具業について—

日露戦争前後の木材需要の増大は、木頭材の伐出・放流・販売を行う中島業者にまたとない資本蓄積の機会を与えた。彼等はその資本を加工部門に投入し、旧来の手挽製材に代えて機械製材を導入した。1901年（明治34）に中島業者10軒が共同で英国より製材機械と技師を入れて製材会社を中島地区に設立した。以後次第に会社数が増え、明治末期には5工場、149馬力、職工113人に達した。このうち4工場は「那賀・海部木材組合」による10人の中島業者の共同出資による経営で、1工場のみが個人経営であった。

樹種規格の不統一な天然林材は技術的に大規模機械製材に不向きであった上に、天然林材が激減したので近代的工場への転化をなしえないままに大正初期までに消滅していった。

中島業者は、機械製材を「那賀・海部木材業組合」によって行う一方、河口着材の選別・運賃仕切り、筏税納入などの業務を取り扱う「中島木材取扱合名会社」を創設した。また、製材品の販売業務を扱う「中島製板同盟販売組合」も創設した。木頭材の伐出量の増大に対応して専門分化を行い、能率向上と利潤増大を図った。

明治10年代から成立をみた中島建具業も、その後、ますます盛んになり、明治36年、組合組織の「中島建具商店」を作り、各業者の製品を一手販売し、さらに明治40年「中島建具販売購買組合」を作るに至って最盛期を迎えた。

この組合は、組合員74名中40名を占める製造業者の委託を受けてその製品を販売し、また原料を共同購入することを目的とした。

しかし実際には原料の共同購入には至らず、那賀川流域のスギ材のほか、吉野川材、紀州、土佐材を年間60～70万才をそれぞれ購入消費した。そのうち20万才はモミ、10万才はヒノキである。那賀川奥

地材としては引き続き古庄業者からスギ板及びモミ、ツガの六分板を買い入れて雨戸（スギ）や阿波格子（モミ、ツガ）に加工したものである。これらの製品は木材及び板と並んで、京阪神及び瀬戸内海一円と取引された。

—まとめ—

高磯山崩壊の 1892 年（明治 25）を境にして、それ以前における木頭林業の担い手は山元素材業者であり、それ以後の担い手は下流業者であった。

そして、下流業者は明治末期頃には木頭林業の生産・加工・流通の各部門を一応掌握したのであり、近代木頭林業の構造的特質は、明治末期ごろまでに形成されたといえる。その近代木頭林業の構造的特質とは、山元の内発的展開基盤が脆弱であったがゆえに外部商人によって展開された林業構造である。藩政期にみた木頭地方の浮揚力の弱い社会経済的基盤は、近代へそのまま継承されていたのである。

昭和戦前期

—育成林業の展開について—

木頭地方では明治末期には一部で人工林材の伐出がみられたが、それはまだ少なかった。1914年（大正3）～1918年（大正7）の第一次大戦による好況で木頭の天然林材が大量に伐採され、そのころまでに木頭の有用天然林材の大部分が伐りつくされた。

このことから、人工林材の伐出量は次第に増加して、1922年（大正11）から人工林材の対天然林材比率は逆転した。昭和期に入るとそのほとんどを人工林材が占めることになった。この期に木頭林業は育成林業へ転換したのである。

その育成林業は、山元農民による焼畑造林が主流であった。そのため、木頭地方の山林面積の七割を占める下流業者の所有山林の主要部は、焼畑農民によって造林され、下流業者は居ながらにして杉・檜の人工林を入手して、富をさらに蓄積していった。

—スギ人工造林の成立と拡大について—

木頭林業地での本格的な人工造林は、明治期に入って、それも30年代になって成立し発展したものと見える。明治10年～20年頃から徐々に植林が進められ、明治29年の林業組合設立をまって一般化した。

この林業組合が造林推進の主体となり、県造林補助金を媒介として、木頭林業地の造林は急速に広がっていった。とくに日露戦争前後を頂点として、木頭林業地一帯には異常な「造林熱」が広がり、里山はもちろん、奥山の焼畑地帯へも造林が進行していった。

造林種子は、スギがなかったために高知営林局大柵営林署から分譲してもらったといわれる。

こうして成立し拡大した木頭地方の造林は、次のような特色をもっている。

造林樹種については最初スギとともにヒノキも植栽されたようであるが、ヒノキは成熟が遅く、この地方の経済及び自然条件に恵まれて25～30年で商品化するスギのみが残った。

植付けは、初め焼畑耕作と苗木の不足との関係で町歩当り500本の疎植を行なったが、密植とくらべてこの方が成長が良かったので疎植が一般となった。短期成長のため年輪幅は荒く、「キリのようなスギだ」といわれている。この疎植・短期成長がまた、除伐、間伐を不要とするので、ふつう、除・間伐は行なわれていない。

造林技術は、明治30年に吉野へ視察員を派遣し、また吉野から林業技術者を迎え、技術導入を図ったことに示されるように、吉野地方のそれを基準とした。一方、種苗も吉野地方から導入したことがあるが、その成長が悪かったため、明治末期には地区内に母樹林を仕立てて養苗することになった。

戦後しばらくは、大所有者は山林解放に対する不安のために、零細所有者は食糧難と資金不足のために造林意欲が高まらなかったが、造林補助金交付等の国家政策に裏づけられて、まず10～100町の中堅層を中心に、24年頃から造林推進の努力が軌道に乗り初めた。特に全国的傾向と軌を一にする、26～30年が造林の最盛期で、木頭全域で年間1,000町を上回る植栽がなされた。

また戦前には植栽本数も反 150 本ぐらいでその後手入はほとんど行われず、極めて粗放な施業がとられていたが、28、29 年頃から反 200～250 本に増え、植栽後の手入も他の先進林業地なみに集約化してきた。

—木頭三種森林組合の設立とその効用について—

木頭で山林所有を拡大してきた下流業者は、1926 年（大正 15）に「木頭三種（土工・保護・施業）森林組合」を設立し、那賀川の流送権を完全に自らの手に納めた。その間に桜谷ダム（流送可能方式ダム）の設置などで、那賀川の流送路支配に小変化があり、下流業者が完全な流送路支配者としてあったわけではない。

下流業者の支配する三種森林組合は、政府の農山村匡救事業や災害復旧事業に基づく助成金によって流送路の改修工事を大々的に行い、そのことによって下流業者は那賀川流送路を再び完全支配した。

また、1936 年（昭和 11）から三種森林組合の特別事業が開始されたが、この事業は山村民の経済を低利金融で改善する目的をもち、三種森林組合が勸業銀行から融資を受け、これを組合員が所有山林を抵当に 5～10 年間低利で借用する事業であった。現実には融資を受けられたのは 5 町歩以上の山林所有者であり、彼等にとっては時を得た効果的な融資であった。

この事業により、下流業者は融資を受けた山元の上・中層の山林所有者を自らの側に引きつけることに成功した。

さらに、融資を受けた山林所有者の森林は三種森林組合がその施業を管理することになっていたため、これによって下流業者は規模の大きい山元者所有林の生産統制権をも掌握した。

—下流製材業の再編について—

木頭の天然林材の伐出・加工によって発展してきた中島地区の製材業は、天然林材が涸渇したため 1921 年（大正 10）以降は四国・九州・中国筋の天然林原木を購入した。

しかし、輸送費の増大などの問題があり、やがて杉製材業へ中島業者も移行していった。中島業者は木頭での大山林所有者であり、その林地に生立する人工林杉はすでに伐期に達したものが多く、彼等は自己所有山林を主体とする木頭杉の伐出・加工を行う杉製材業者へ転換していった。

1917 年（大正 6）に、いち早く古庄に製材所を設けた Y 家に続いて、1922 年（大正 11）には Y 家や Y 家などが中島地区で杉挽製材所を創設した。

この中島地区の杉挽製材業グループに対して、これまで黒津地（富岡町）地区に製材所を設けてきた中島木材株式会社、Y 家、さらに遅れて加わった平島木材合資会社などは、木頭の天然林材の涸渇に際して 1921 年（大正 10）以降に入荷が始まった北洋材と米松を代替原木として箱材を中心に製材し、輸出も行った。これらの大規模な外材専門製材業も、1926 年（大正 15）と 1929 年（昭和 4）の関税の改正で、1930 年（昭和 5）を頂点にして以後急速に外材挽量は減少した。

この黒津地地区製材業グループも、やがて木頭の人工杉製材へと転換していった。

大正後期の外材輸入量の増大と国内林業の停滞さらには昭和初期の一般的経済不況の中で古庄・中島地区を含む下流製材業は、逆に製材規模を拡大しその設備を更新していった。その原因は何であろうか。

那賀川流域材が、流域農民の窮乏的販売や抵当流れ処分材など他所の材価よりはるかに低い材価で入手できたことや、伐出は焼畑農民を、流送は低賃銀の流筏労働者を用い、その流送路も国家資金で整備するなど他所に比してはるかに有利な流送条件により、極めて安価な製材原木を確保することができたからである。

このような事情がこの変動期を切りぬけさせ、1928年（昭和3）～1932年（昭和7）の不況期にも製材品の販路を拡張し、また高速製材機械を導入して経営の合理化を行い、日本有数の製材産地市場へ成長したのである。そして、引き続き戦時経済下の木材需要期には、この整備された高い製材能力が彼等に著しい資本蓄積をもたらしたのである。（表－1）

表－1 1935年（昭和10）下流製材業の概要

名称	所在地	創業	資本金 (円)	馬力数 (HP)	従業員 (職工)	月操業 日数	原木消費量	機 械 設 備
合資会社 S	古 庄	大2	74,000	火 200	199 (40)	25日	内地材 70,000石	自帯2 手帯6 横切帯 1 両切1 大丸1 小丸 1 函8 自耳摺1
M	〃	(大7) 大10	100,000	火 100	52 (38)	25日	内地材 7,980石	台帯1 腹押3 台丸1 両切3 箱切4 耳摺1
合資会社 T	〃	(大6) 大13	100,000	火 120	125 (48)	25日	内地材 98,000石	帯6 自帯、堅3 吊鋸 1 両切1 耳摺1 函7 自耳摺1
合資会社 S	中 島	大11	100,000	火 90	51 (28)	25日	内地材 16,900石	帯4 腹押4 堅4
O	〃	〃		ガス 25	14 (7)	20日	内地材 770石	帯2 腹押2
合資会社 K	〃	昭3		電 30	16 (9)	24日	内地材 樺太材 2,000石	帯2 函4 腹押1
H	〃	昭6	50,700	火 100	67 (29)	25日	内地材 20,000石 北海松材製材主体	堅2 帯2 丸10
Y	〃	(大11) 昭7		火 125	36 (24)	25日	内地材 4,000石	帯1 堅2 丸6
H	中野島	昭3		ガス 30	5 (2)	25日	内地材 2,100石	帯1 腹押2 箱切1
N	富 岡	大9	50,000	火 325	119 (50)	25日	樺太材 100,000石 北洋材専門製函	堅2 帯8 節切6 函矧 丸32 耳摺1 横取1 溝 取1 印刷1
I	〃	(大2) 昭8		火 20	54 (41)	25日	内地材 21,000石	帯1 丸4 堅1
Y	〃	(大2) 大11		火 215	52 (42)	25日	内地材 2,080石 樺太材 26,000石 製函	帯1 堅2 函13 横切2 耳摺1

中島・黒津地地区の製材業が木頭地方を主とする那賀川流域の人工杉に製材原木を依存するようになると、三地区製材業の利害は完全に一致し、1936年（昭和11）に彼等は「那賀川製材工業組合」を結成し、完全に統一された。木頭三種森林組合の設立後は、上流域の改修工事と流送統制・管理は三種森

林組合が行い、中・下流域の改修工事と筏運賃協定業務をこの製材工業組合が掌握し、下流業者による流送権の独占を一層強化することになった。

このように、人工杉製材業者であり木頭の大山林地主である下流業者は、那賀川流送権の掌握を基礎にして、各種の組織を通じて木頭材の生産、流送、加工、販売の各過程を握り、昭和戦前期に木頭林業を完全に制圧した。

戦 後

—下流業者による山元支配の崩壊について—

1939年（昭和14）の用材生産統制規則の実施で始まった約6年間の戦時木材統制期間においても、流通過程の支配を基盤とする下流業者の山元支配は維持された。

しかし、第二次大戦の終結後、歴史的に形成されてきた木頭の林業構造は、大きく変質していった。大戦の終結後10年の間に、戦前の木頭林業を特徴づけていた下流業者による木頭林業の全過程の支配という構造が崩壊した。

第一に、昭和20年代（1945年～1954年）の末に、木頭の入口にある長安口に発電用ダムが設置され、木材の流送が不可能となり、木材はダムの補償金で開設された道路をトラックで運送されるようになった。そのため、長い間下流業者による木頭林業支配の根拠であった那賀川の流送路支配、つまり木材の独占集荷体制が崩壊した。

第二に、戦後における食糧事情の好転で、生産性の低い焼畑農業の必要がなくなり、そのため、下流業者の育林経営を支える焼畑造林が消滅し、育林の経営費がかさみ育林経営のうま味がなくなった。

第三に、戦時統制下で義務付けられた木材の検尺制度と木材価格の協定制（売り手と買い手間）が、木頭に定着したため、戦前からの慣習であった材積の目測・一山単位の取引による木材の安値買いで有利な取引をしていた下流業者が、戦後になって木材取引のうま味を失った。

第四に、戦後は木材価格が高騰したため、山元山林所有者の資金蓄積が増大し自立化が進行し、彼等の下流業者への依存度が低くなった。

長安口ダムの建設を契機として、木頭林業開発の大動脈は、那賀川の流送から陸送へと大転換を遂げる。

このことは、輸送先や樹材種の内容についても、流送に伴う制約から木頭の林業を解放し、いわば陸送体系という新たな生産流通基盤の上に、新しく展開の歩を踏み出させることになった。

また、木頭・木沢両村の奥地になお未利用のまま眠っていた広葉樹資源は、公団林道の開設によって急激に開発が進む。そして開発の進展、木材生産量の拡大は山村における専門的的林業労働者層の形成を促し、木頭の林業構造は、一方にこれら賃労働者、他方に次第に資本家的色彩を強めつつある山林地主、というように両極分化の傾向が現出した。

このような変化により、下流業者は、木頭材集荷・販売の要衝である那賀川河口に居を構え流通過程での利潤獲得を足場にして木頭林業を掌握・支配していく根拠を失った。

そのため、流通・加工面の営業を切り離して林業経営に純化したり、居住地を那賀川河口から徳島市や阪神地区へ移す下流業者が続出した。このように、昭和30年代以降の木頭林業の構造は、それ以前の構造と比較すると大きく変質した。

—山元山林所有者による森林組合の新設について—

木頭材の流送から陸送への転換は、旧来の流通構造を一変させ、道路経由でどこへでも出荷できるよ

うになった山元山林所有者の地位を高めた。彼等は下流業者と競争しながらかなり自由な生産販売活動を行い、その自立の過程で、自らの森林組合を新設していった。

戦時中に設立された「木頭森林組合」は、当然ながらその組合員である下流業者が実権を握っていたが、山元山林所有者は高まっていく経済的地位を背景に、下流業者を排除した自分達の森林組合を創設していった。1953年（昭和28）に「木頭村森林組合」を、1954年（昭和29）には「上木頭森林組合」をそれぞれ設立した。それらの組合長には、藩政期の村落支配者層の系譜をひく山元山林所有者が就任した。

—山元山林所有者の流通過程への進出—

昭和20年代の末に山元山林所有者は、下流業者による山元支配の排除と山元山林所有者の利益擁護のために、新しい森林組合を作った。

これらの森林組合で、木頭材をより有利に販売するための原木市売市場の開設が議題となり、1956年（昭和31）に「株式会社・徳島県那賀川原木市場」が小松島市に誕生した。

この市売会社は、那賀川流域の各地に6～10人の駐在員を置いて原木市場への出材を勧誘したが、やがて会社直営の受託伐出事業を開始した。

この、市売会社は単に流通過程の一員にとどまらず、生産事業体としても機能するに至った。

このように、近世以来初めて、山元山林所有者が自らの力で都市に木材市場を創設したのであった。近世以降、幾度か試みては摘みとられてきた山元住民による木材流通過程の支配が、この期にやっと自らの力で実現したのである。原木市場設立に、かつての代表的下流業者が変身して参加していることは、木頭林業の構造的変質をさらに鮮明に示すものであった。

—原木市場買方組合の成立について—

原木市場における素材の買手は、主として徳島市および那賀川下流の中小製材業者である。市場側でも消費市場と直結することによって材価をつり上げようという姿勢を示したが、このことは那賀川筋の中規模製材を強く刺激した。

彼等は原木市場開設翌年の32年「原木市場買方組合」を設立して、県外業者を排除し集荷量を確保する一方価格を抑制しようと試みた。

組合員は32年当時で193人で、中規模製材業者が理事長に選ばれた。そして買方組合は、結成後直ちに協定書を取り交し、荷主または市場が特に指定した場合を除き市場側は組合員以外の入場を認めないことを約した。

なお原木市場は35年から製品市売りを始めたが、これも市場と製材業者との相互依存関係の確立という基盤に立って、市場が木材流通機構全体の中でシェアの拡大に乗り出したものである。

—中小製材工場の誕生について—

戦後関西各地における復興建設資材の需要急増によって製品の値上りは著しく、とくに朝鮮戦争を契機とする好況に刺激されて、那賀川下流の平島村・羽ノ浦町・富岡町・中野島村一帯には多数の中小製

材工場が叢生した。

昭和 26 年末の工場数は丹生谷・加茂谷を除いても 55 工場に達し、昭和 16 年の 35 工場に比べて著しい増加を示している。特に地元需要を控えていた富岡町（中野島・加茂谷を含む）や、徳島・小松島へのトラック輸送条件に恵まれた羽ノ浦町に、小工場の建設が多くみられる。

戦後の製材産出量は表の通り。（表－２）

表－２ 戦後における那賀郡内製材生産量の推移 (単位:千石)

	富 岡	平 島	羽ノ浦	その他	那賀郡計
昭和24	28.3	36.8	69.1	44	178
25	52.4	61.1	101.2	62	277
26					390
27					462
28					387
29					369
30	100.7	72.7	92.8	68	334
31	114.9	81.4	96.4	79	372
32	104.4	77.9	86.5	105	374

—建具工場について—

昭和 20 年代の復興建築需要を反映して、古庄・富岡周辺に小製材工場が叢生したのに対して、平島村では建具工場の急増がみられる。多くが従業員平均 7～8 人程度（最大の 2 工場が 30～40 人）の小工場である。

この地の建具商の歴史は、明治後期に奥地から放流されたモミ・ツガを材料にし、格子類の製造が開始されたのに始まるが、一方奥地の伐出業者が自ら陸路ないし水路により小口で出荷してきたスギ材もまた、主たる建具材料として利用された。また一部古庄業者からも、原材料たるスギ板の供給を受けた。

大正以後スギを材料とする雨戸がこの地方の主産物となったが、これに併行して旧来の手挽に代って小割機械が導入され、大正時代に平島に 2 戸の機械整備工場（うち 1 工場は当時の業者組織たる平島建具組合の経営）が盛んに賃挽を行った。

昭和に入って比較的規模の大きい業者は自ら機械を据え付けたが、一方零細業者は、依然これら有力工場及び一部の製材工場に賃挽を委託してきた。

このように中島の建具業者は次第に発展し、戦後には雨戸が年産 35 万枚に達した。そして工場数も、明治末期に中島に約 10 戸だったのがその後漸増し、その立地も那賀川下流一帯に拡がり、終戦直後の昭和 22 年には、中島のみで 20 軒、郡全体で 32 軒に達している。

原材料は米材への転換が急激に進んだ。「那賀建具協組」は、大阪の輸入業者と直接契約して仕入れたり、国有林の立木特売を受けたりして、原材料確保という点で一時大きな機能を果たしたが、30 年頃から再び建具商が個々に徳島の原木業者から仕入れるという形が定着した。

—林道の開設について—

三種組合の手によって開設された林道は、木頭村のみで総延長 44 キロに達するが、ほとんど木馬道で、那賀川幹流支流にわたる流送路の補助的意味をもつだけであった。戦時中にもわずか木馬道二線(2.8 キロ)の新設を見たにすぎない。

戦後陸送の開始に伴って、木頭村で車道二線(3.3 キロ)が新設された。

県では、昭和 26 年長安口ダムの建設着手後、木頭産木材の全面的な陸送転換の事態に対処して、谷口上流の森林資源調査を行い、県営による大規模な林道事業に着手した。

その後昭和 31 年より森林開発公団の発足に伴って、これら開発林道工事は主として公団営に切替えられた。これらの林道開設によって、木頭奥地の立木価格も大幅に上昇した。

林道の延長によって奥地の開発が進んだことも戦後の特徴といえる。

林道の伸展を反映して、表に示すように素材生産量も次第に増加している。(表-3)

表-3 木頭6ヶ村の素材生産量の推移(単位:千石)

	木 頭	上木頭	平 谷	宮 浜	坂 州	沢 谷	計	那賀郡
昭和 5	20.1	10.0	13.2	24.0	1.1	3.7	72.1	
11	10.5	22.5	19.0	125.2	10.4	10.0	197.6	
22	61.8	41.1	39.2	73.9	8.3	14.6	238.9	
23	23.0	24.7	25.6	67.3	6.4	7.8	154.8	184
24	31.4	25.8	42.5	47.0	13.0	15.2	174.9	311
25	81.9	63.8	52.3	89.9	4.8	13.6	306.3	571
26	97.3	402.7(?)		50.0	10.0	50.0	610.0(?)	1,110
27	101.2	141.1		50.0	2.4	40.0	334.7	600
30	98.6	76.3	66.1	50.0		37.2	328.2	402
31	106.7	90.1	75.0	45.4		51.9	369.1	494

—大手製材業者の動きについて—

戦時中 14 業者で設立された「那賀川木材生産組合」は、一層大規模に素材共同仕入と製品の共同販売を行う計画を樹立した。

22 年設立の「那賀川林材株式会社」がそれである。この会社は戦時中の乱伐による那賀川流域の木材供給力不足を補うために、和歌山をはじめ他府県から木材を共同仕入し、また大阪に共同販売所を開設して、消費者との直結を図った。このように大手業者の資本力結集によって戦後木材界の混乱状態の中に新しい原料市場、製品市場を開拓し、自らの支配権を大きく伸ばしてゆこうという、かなり野心的な目標を有した。しかし、所期のように事業を伸ばしえず、24 年に解散してしまった。

23 年には、製材業者の連絡機関の性格をもつ任意組合たる「那賀川林材協会」が設立された。

設立の目的は「相次ぐ税金攻勢と労働攻勢・・・打開の一方策として・・・木材並に製材業の経営合理化と福利厚生を図る」となっている。なお 30 年協会は改組されて「那賀川林材工業共同組合」とな

った。

大手製材業者は昭和初年から、高速度機械・薄鋸の導入によって、秋田、天竜、日田等と並んで製材技術の最先端を切り、積極的に工場規模を拡大してきた。そして規模の点では戦前すでに極点に達しており、戦後も全体としては余り大きな拡張は見られない。たとえば戦前 100 馬力以上の 9 工場について馬力数を比較すると、昭和 12 年の 1,764 馬力から 33 年に 1,888 馬力とやや増加したが 41 年には再び 1,730 馬力に減じている。特に昭和 28 年頃から原木入手難と労働攻勢の強化によって、100 馬力以上の大工場はむしろ生産規模の拡大よりも集約的な経営管理を行うことによって利潤を維持しようとした。

大手の工場が送材、仕分け、結束等の作業工程を中心に機械化を進め、また原木不足に対しては、外材への転換という形で対処しようという動きが顕在化してきた。

一方、製品の販路は大手業者の生産材種は古くから板、特に薄板を主とする建築用材と製函用仕組板とであったが、前者は阪神市場、後者は輸移出用および瀬戸内海沿岸諸都市の工場にふりむけ、かなり安定した販路が成立していた。このうち阪神市場への出荷は主として附売問屋に向けられた。大阪木材市場での銘柄材の流通経路は市売問屋が中心だが、那賀川材が市売りであり取扱われなかったことは、その銘柄形成が比較的弱かったと思われる。

—外材導入と育林の停滞—

木頭地方の素材生産量をみると、1965 年（昭和 40）以降は停滞している。

一方、下流域を含む那賀郡全体の製材量は同年以降逆に増大している。これは、下流域の大手を中心とする製材業者が、製材原木を外材とくに米材に求め、それを大量に導入し始めたからである。

1968 年（昭和 43）には那賀郡全体の製材工場入荷原木量の 36 パーセントが外材であった。つまり、外材導入量の増大傾向の中で、木頭材の生産・加工は停滞していることを示している。これは外材が、木頭材に比してその材価が概して低廉であり、材質も悪くなく、一括大量需要にも対応でき、買入代金の決済条件も有利であるため、外材需要が増大した。

徳島県での外材主体の港湾木材団地である津田木材工業団地が設立されると、下流域の有力製材業者で同団地へ移転する者も出てきた。

このような事情は、さきの「徳島県那賀川原木市場」における木頭材取扱量の停滞をもたらした。外材需要が高まり木頭材は買手市場となり材価が低迷し、そのため出荷量が減少し市売りが成立しないこともしばしばあった。

ついに 1967 年（昭和 42）からこの市場でも外材を取扱うようになり、はやくも 1969 年（昭和 44）にはこの市場の取扱材（製材品も 1960 年より取扱っている）の 45 パーセントが外材であった。

もともと山元山林所有者の生産材を有利に販売する市場として設立され、そのように機能してきたこの市場も、外材進出によりこのように性格が変化した。

一方、木頭地方の年間人工造林面積をみると、これまた 1965 年（昭和 40）以降は減少している。これは材価の低迷や次にみる林業労働事情の悪化が大きな要因となっている。

—林業労働力について—

林業の発展は、これまでの半農、煩勞的な林業労働の性格にも影響し、徐々に専門的色彩を濃化してきた。林業労働を専門ないし主業とする者の数は、昭和 30 年代の初期において宮浜 310、平谷 220、上木頭 200、木頭 250 人の 980 名であった。

木頭村では 1967 年（昭和 42）以降若年労働者の流出が急増したが、それに見合う流入労働者がみられず、人口は減少し始め、林業労働者の不足と高齢化・婦女子化などの質的低下はさげられない情勢になった。木頭村より下流域にあり人口流出度合の激しい上那賀町や、奥地の木沢村でも若年層の流出・出稼ぎが増大した。だが、外材進出による木頭材の材価低迷に影響されて事業量が減少したので、労働者の不足はいくらか緩和傾向を示した。

大山林所有者はかつての人的繋りを利用して良質の労働者を通年確保して伐出・育林量を確保した。森林組合への委託生産も伐出部門で一部みられたが、それは少なかった。このように大所有山林経営においては、労働力の確保は比較的安定していた。

したがって労働者流出のしわ寄せを受けたのは中・小山林所有者であった。彼等は森林組合に作業班を組織させ、そこへ伐出・育林作業を委託する方向で労働力問題を切り抜けようとした。

1968 年（昭和 43）には、木頭地方には木頭村森林組合に 7 班 40 人の作業班員、木沢村森林組合に 18 班 162 人の作業班員が組織されていた。

しかし、これらの作業班員は農業兼業者で架線集材などの技術をもたない質の低い労働力であった。このような労働力では能率が悪く、森林組合に委託をした山林所有者に歓迎されず、従って委託作業量が減少し、森林組合としても作業班の運営がむつかしくなった。

なお、木頭地方では 1970 年（昭和 45）には作業班以外の林業労働者 1,400 人がみられたが、彼等は大山林所有者の雇用労働者を除けば作業班員よりもさらに質は低かった。

—林業関係者の動きについて—

昭和 40 年代の林業の沈滞に対応する木頭地方の林業関係者の動きは、まず第一に、木頭地方の森林組合の合併が行われた。1969 年（昭和 44）に上木頭村森林組合、宮浜森林組合など戦後創設された森林組合と下流業者の掌握してきた木頭森林組合が合併して、上那賀町森林組合となった。

この合併は、1 つには、組合合併により林業構造改善事業資金を獲得して組合規模を拡大して事業活動を活発化させ何とかこの林業危機を乗り越えようとする意図があったこと。

2 つには、戦後の木頭林業の構造変質で山元と下流業者との対抗関係が、既に森林組合合併の障害にならない程に崩れ去っており、そのことを背景にして木頭林業の振興に両者が協力しようとしたことによる。そこには、那賀川流域内部の対立を許さない外部状況の厳しさが存在していたのである。

第 2 に、大山林所有者は、この林業構造改善事業を利用して、林道網を整備し、素材生産用機械の導入を推進した。また、彼等の中の数人は林業組合を発足させて、拡大造林に伴う前生木である天然広葉樹を有利に販売するため、島根県より木工会社を河口に誘致したり、チップ工場の設置、公団造林の実現などに力を注いだ。さらに、彼等は生産材の販売方法も改善していった。

第3に、中・小の山林所有者は森林組合に結集し、事業活動を振興して、厳しい林業業況に対処しようとした。彼らが森林組合の受託生産の中心となった。また、彼等は、四国以外の有利な市場へも森林組合を通じて販売した。高く売るための木取りにも関心を寄せ、作業班の生産技術の向上にもつとめた。

以下次号へ

参考文献一覧（引用・参照した文献）

徳島の研究 5	有 木 純 善	
木頭の林業発展と日野家の林業経営	半田 良一 外	昭和 44 年
木 頭 村 誌	木 頭 村	昭和 36 年
林 業 地 帯	京都大学人文研	昭和 31 年
木頭林業における木材市場の展開	北 尾 邦 伸	
林業地帯の形成過程	有 木 純 善	昭和 49 年
大規模山林所有者の経営と技術	有 木 純 善	昭和 56 年

那賀・海部川（那賀）流域林業活性化センター

徳島県阿南農林事務所 林務課

編集責任者 播 磨 洋 一

発 行 平成 8 年 10 月